市区町村における子ども・家庭支援の

新たな展開と課題

鈴木秀洋

本稿の目的

行います。 稿では、この「こども家庭センター」の説明を中心に も家庭センター」の設置が明文で求められました。本 分にフォーカスをして、 接こどもと接している現場の教職員の方々 の中で、特に市 具体的には、 本稿では、 令和四年児童福祉法改正のいくつ 今回の法改正では、 区 町 村 自治: 論じていきます。 体、 すなわち 市区町村に 最 に 関 前線 わ か こごど る部 心で直 . の項

ば、

等改正で導入された「子ども家庭総合支援拠点と子育 現場の人たちに向けて研修を行って全国を飛び回って 能を有する機関」 した上で組織を見直し」、「一体的 て世代包括支援センターとの設立の意義や機能は維 童福祉法等改正に遡らなければなりません。 家庭センターとは何ぞや?」という質問を受けます。 います。その時に、 この質問に正確に答えるためには、平成二八年の児 筆者は、 こども家庭センターは、 日 々、 との説明がなされているからです。 市区町村の福祉、 必ずと言ってよいほど、「こども 平成二八年の児童福祉法 に相談支援を行う機 保健、 教育分野の なぜなら

門職)。保育士。専門は児童虐待・DV・災日本大学危機管理学部准教授。法務博士(専

すずき・ひでひろ

も家庭総合支援拠点スタートアップマニュア

庭支援センター所長等を経て現職。著書に 京区危機管理課長、男女協働課長、子ども家 部卒業、日本大学大学院法務研究科修了。文 害弱者等危機管理行政法分野。中央大学法学

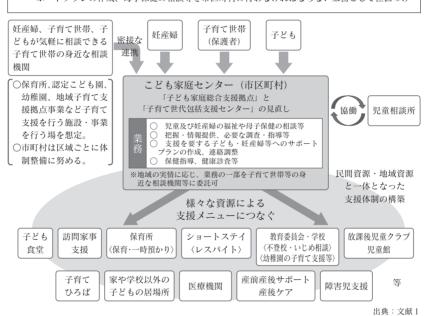
「行政救済実務ハンドブック (改訂版)』、 法規、二〇二一年)、『必携 市区町村子ど (明石書店、二〇二一年) など。

図 1 こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることとする。
 - ※ 子ども家庭総合支援拠点:635自治体、716箇所

子育て世代包括支援センター: 1,603自治体、2,451箇所(令和3年4月時点)

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて 支援をつなぐためのマネジメント(サポートプランの作成)等を担う。
 - ※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

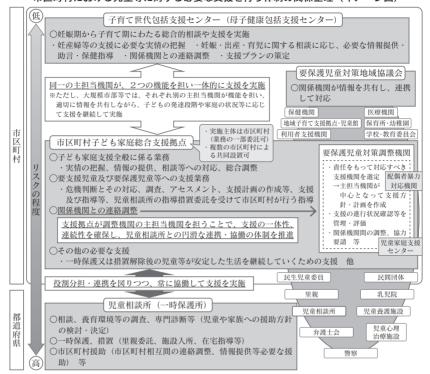


庭総合支援拠 台となる市 る子ど こども家庭 成 拠 汽制 も 家 区 点制 年 町 セ 村 庭改 タ 度 子 総 正] 図 Đ 0 2 + 家

拠点に ます。 家庭 ると思 を期 てい 施 箵 家 以下 1 0 を 源 庭 行 図 セ 待 1 1) る 1 ع 0 0) セ ンタ 一では、 なぐ」 子ども され よる 概要図 1) X なるこども が ン 、ます 1 タ て説 ĺ 7 ジ サ 和 1 [です。 まず、 家庭 0) 図 司 六 63 は 崩 令 土 か る ピ 年 総 Ġ 塔 台とな ス 四 家 様 合支援 こども لح こども 7 ŧ 的 X 庭 月 役 々 61 わ が セ ŧ 図 割 な Н つ ユ

図2 児童虐待対応における協働関係図

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理(イメージ図)



出典: 文献 2

条約 0 大 は 0 改 ょ へきく 枠 は 行 た 理 期 n ΤĒ す。 なく、 念であ とな た な を は 事 組 わ 0) はどう か 導 亚 引 Ĝ 皆 仕 明 成 0 2 チ 0 n L 入 子 児 z ُح ک ŋ 仕 が エ 7 事 5 用 だも ŧ ども 童 h 理 す る 方を子 変 主 は 権 か L n 61 ジ 第 わ 体 福 が ま 解 利 L 年 子 た。 を客体 祉 第 制 と L す 憲 0) 主 か 施 0 0 ども中 条 た 7 法 تملح 法 亚 体 ま 策 度 児 等 ŧ なぜ そ 13 学 成 条 亚 0 B 0 12 で 童 不で子 捉 ڬ で な 0 に 成 法 てド 子 目 お す 福 ぎも なら 律 す え L 改 向 ま 八 て捉えた 的 け 祉 心に変化 6) ども る 規定 [き合 八 子 か 7 ح 正 を 年 る 平 L お ば 大 捉 に 年 根 to 改 成 等 6 0 う姿 もを を う え ょ 改 権 ŧ 改 か 拠 か 正 0 É 0) 改 ŋ 権 組 る L 正 を 利 正 織 法 主 利 律 年 0 0 1)

は設けられましたか ないとおか の法理念の の皆さんの職場で、 しいはずです。 転換に伴う具 そのような話し合い 果たして子どもと向き合う 体的制度として、 児 の機会 童 福 うしたガイドライン及びマニュアルでは、 アル』を作成 として、 庭総合支援拠点設置 厚労 省の 研 究事業として『市

祉法 児童虐待対応における関係機関の協働関係を示した図 に義務づけられました 支援拠点 ○条の二が新設され、 0 設置 (以下「支援拠点」という。) が市区町村 (努力義務)。この法改正 市区町村子ども家庭 元に伴う 総 合

ます。 的に支える制度設計になっていることがわかると思い した機関の協働によって子どもと保護者を守り、 校を含んだ多くの地域の関係機関が存在し、またこう 一つの関係機関だけで子どもの命を守ることは

難なのです。

の法律改正に伴

い、「市

町

7村子ども家庭支援指針

が前掲の図2です。

児童相談所や警察だけでなく、学

三 三 三 (ガイドライン)」 (雇児発○三三一第四七号・平成二九年三月 が定められ、 一要保護児童 対 策地域協議会設

二五日)

も改正されました。 置・運営指針」 筆者もこうしたガイドライン作成にワーキング委員 (雇児発〇二二五〇〇一号 · 平 ·成一七年二月

として関わり、

かつ、ガイドラインのさらなる具体化

かの課

題があげられています。

0)

職務遂行上また全国の自治体のヒアリング調査等を

し、全国の市区町村に配付しました。こ に向けて・スタートアップマニュ 区町村子ども家

して、 求められる要件として六つを挙げています。一つ目と 地域のすべての子どもや家庭の相談に対応する 支援拠点に

ための子ども支援の専門性をもった機関 ないだ在宅支援を行う (ソーシャルワーク機能を果たす) を作ること。二つ目として、 地域の資源を有機的につ ・体制 状態

に支援すること。四つ目として、 の子ども(とその家庭及び妊産婦等)を切れ目なく継続的 個人ではなくチーム

(組織)で支援する体制(人的資源等) の構築・運用

機的につないだ在宅支援を行うには、 た支援を行うこと。 この要件のうち、 以上の六つです。 特に二つ目にあげた地 従前 域

こと。三つ目として、原則として一八歳までのすべて 業務を行うこと(法一〇条一項一号~四号参照)。 六つ目 うこと。五つ目として、支援拠点が担うとされる法定 例えば、 の相違を理 筆者は から 資源 いくつ を行 を有

として、支援拠点と児童相談との役割

してきました。具体的には、⑦保健・医療、⑦福祉、重ねるごとに、自治体組織間における三つの壁を体感

少教育の間における壁です。

自体は当然あり得ることです。れぞれの専門的見地からの見立ての相違が生じることれぞれの専門的見地からの見立ての相違が生じることるのですから、様々な具体的事案に向き合う時に、そむぞれの専門性・バックグラウンドがあ

要対協の関係機関といわばワンチームとなって、連ります。そのためには、支援拠点が司令塔となって、す、具体の第一歩(⑦保健・医療、②福祉、⑨教育のそれぞず、具体の第一歩(⑦保健・医療、②福祉、⑨教育のそれぞ しかし、その見立ての相違による対立がありつつしかし、その見立ての相違による対立がありつつ

ような対応をすべきだったのかについても記載していなくありません。検証報告書は公開されており、どの思疎通が十分に図られていないとの指摘することが少めましたが、特に児童福祉部局と教育部局との間で意めましたが、特に児童福祉部局と教育部局との間で意

られるのです。

携・協働と役割分担を行っていくことが法制度上求め

ています。

ますので、

研修テキストとしても使ってほしいと考え

とを理解しておくと、過度に事案を個人や学校のみで否かの判断を正確に見極めようとしたり、また自分でで、学校外に連携を働きかける (ヘルプを求める) ことが必ずしも得意ではないように思います。しかし、多が必ずしも得意ではないように思います。しかし、多が必ずしも得意ではないように思います。しかし、多が必ずしも得意ではないようとしたり、また自分で否かの判断を正確に見極めようとしたり、また自分で否かの判断を正確に見極めようとしたり、また自分で否かの判断を正確に見極めようとしたり、過度に事案を個人や学校のみでとを理解しておくと、過度に事案を個人や学校のみでとを理解しておくと、過度に事案を個人や学校のみで

●子ども家庭センター

先生方にも数多くの関係機関の応援があるのです。背負い込むことを防止できるのではないでしょうか。

と図2を比較してみてください。維持されて、何が見直されるのでしょうか。再び図1年の設置(図1)では、支援拠点制度(図2)の何がそれでは、令和六年四月一日施行のこども家庭セン

まず、図2を見てみましょう。「子育て世代包括支

が、この原則的な一体的状況をさらに推し進めること に矢印で、「同一の主担当機関が、二つの 子ども家庭総合支援拠点」と表示されている部 体的に支援を実施」と説明が書き込まれています (センター (母子健康包括支援センター)」と 機能を担い 市 分 区 三町 0 間 村

いう説明が一番わかりやすいのではないでしょうか。 化したのが図ーの「こども家庭センター」である、 が必要との考えのもとに、 その意味では、これまでの両機関が取り組んできた 看板自体を一つにして一体 ع

ども家庭庁の設置も、こども基本法の制定もあるわけ ら貫かれている子どもの権利主体性の流れ 役割が変化するはずがありません。平成二八年改正か 応じて継続的に、それぞれの現場で守っていくという すなわち、 子どもの 命 (心と体)を発達段階に の中に、こ

です。 底を図ったのが今回の 変更した自治体はその維持を、また、そうではなく 一透しておらず、もう一度こども視点から、 裏を返せば、そうした平成二八年改正の理念が十分 平成二八年改正に伴い子ども中心の制度 法制度設計 (改正) といえるの 理念 運用 0 徹

> は今回 法改正 の法改正により、子ども主体の組織 に伴う制度・運用を変更してこなか った自治 制

が強調されているため、教育分野には影響がな を見直 具体例としては、母子保健と児童福祉分野 しましょうということになります。 0 いと考 一体性

であれば、①要保護児童対策地域協議会 おいては、こども家庭庁の設置と連動させて鑑 えられがちですが、筆者としては 特に、 (要対協 教育分野に みるの

要になってくること、こうした点について、学校教育 識をもつこと、②いじめ対応等について一層連携 おいて学校も主体的な役割を担うという当事者性の が

す。

ポートプランの作成、

す

まとめ(さらにその先へ)

現場の教職員の先生方は意識する必要があるといえま して十分認識しているつもりです。多様な一人ひとり 学校現場の先生方の負担感は、 (なお、保健と福祉の連携に関して、 地域資源の開拓ということをあげていま 筆者も教員の一人と 国の説明としては、サ

と、信頼関係を築き、声なき声も恰っていけるようの子どもたちに目配りをし、寄り添い続けていくこ

また、

「学校の校則(かわいいピン止めはだめ、

しているか、どれだけ大変な毎日であるのか、という日々の生活をどれだけ丁寧に細心の注意をもって対応に、SOSを見逃さないように心がけていること、と、信頼関係を築き、声なき声も拾っていけるよう

お伝えして本稿を締めたいと思います。
で、筆者は、子どもたちから直接聞いた言葉をが多いので(川崎市の子ども権利委員会委員長のほか、会が多いので(川崎市の子ども権利委員会委員長のほか、会が多いので(川崎市の子ども権利委員会委員長のほか、

どもの人権を守るという話とつながっていない、との授業は受けた」「学校の先生からは人権が大事という技業は受けた」「学校の先生からは人権が大事という活は聞く」。しかし、「目の前のいじめの相談には、いめた側に注意をしておいたから…」「(中学生になると、めた側に注意をしておいたから…」「(中学生になると、がを)という対応がなされ、被害者である目の前の子どもの人権を守るという話とつながっていない、との授業は受けた」「学校の先生からは、世界人権宣言や日本国憲法の「学校の先生からは、世界人権宣言や日本国憲法の

吐露がなされます。

と思います。

れます」との意見があげられます。話がされ、結局頭ごなしに秩序やルール遵守が求めららないと相談に行くと、『決まりは決まりです』とのめる位置の指定、下着の色指定など)の根拠や理由がわかめる位置の指定、下着の色指定など)の根拠や理由がわか

す。

「一人ひとりの気持ちよりも結局校則や全体の秩序に一人ひとりの気持ちよりも結局校則や子どものアドが上位にあるので、子どもの意見表明や子どものアドが上位にあるので、子どもの意見表明や子どものアドが上位にあるので、子どもの意見表明や子どものアドが上位にあるので、子どもの意見表明や子どもの秩序に一人ひとりの気持ちよりも結局校則や全体の秩序

用、現場での対応を私たちが創っていかねばならないうための大事な大事な一歩に、今回の法改正後の運うための大事な大事な一歩に、今回の法改正後の運行が本気で考えてくれているんだ」、そう思ってもらにあるで考えてくれているんだ」、そう思ってもらにあるで考えてくれているが、、「もう一度大人を子どもたちのあきらめの気持ちを、「もう一度大人を子どもたちのあきらめの気持ちを、「もう」という「どうせまた大人の建前に過ぎないであろう」という「どうせまた大人の建前に過ぎないであろう」という「どうせまた人の建設である。

髪をまと

3)市町村児童家庭相談援助指針 2)鈴木秀洋『必携 令和三年度全国児童福祉主管課長会議 ○二一四○○二号厚生労働省雇用均等·児童家庭局長通知) プマニュアル』(明石書店、 年三月二二日付) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24672.htm (資料3) 児童福祉法等の一部を改正する法律案関係 市区町村子ども家庭総合支援拠点スター 二〇二一年 (平成一七年二月 殿資料 説明資料3 四 日付 ij **令** トア 別 雇

止され、 新たに策定された

障害の重い子どもの **発達理解ガイド**

6後に最新の法運用面を追加して、

鈴木秀洋

『必携市区町村子ども

(明石書店、

家庭総合支援拠点スタートアップマニュアル』

究代表

委員

5)厚生労働省平成三○年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

4)厚生労働省市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワー

ーキング

が 児

廃

発

教科指導のための「段階意義の系統図」の活用

豊・田中信利 徳永 [編著]

8)野田市虐待死事件

札幌市虐待死事件等

関との連絡調整、

④その他の必要な支援等

7)項目だけ挙げると、

①こども家庭支援業務に係る業

務

②要支援

二一年)としてまとめている。

児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等

への支援業務

③関係機

A5判・並製・88頁 ◎1,100円(税込) ISBN978-4-7664-2608-3



冊

資

「Sスケール (学習到達度チェックリスト)」をさらに活用する ための必読書!

乳児の発達とその系統性を基礎として、障害の重い子どもの目標設定のための確かな根拠を 提供します。さらに、発達の系統性や発達段階ごとのつながりを活用し、学びの順序性につ いて実践事例で解説します。最新の研究を踏まえた乳児の発達理解が基本!

◎本書を購入すると「段階意義の系統図」「段階アップのポイント」を利用できます。

慶應義塾大学出版会

〒108-8346 東京都港区三田2-19-30 [価格税込] https://www.keio-up.co.jp/ 8 03-3451-3584/Fax03-3451-3122